

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：総務部財政課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-2	石巻市財政報告書の閲覧及びその方法に関する規則	第 3 条	閲覧の承認
審査基準の内容 石巻市財政報告書の閲覧及びその方法に関する規則 平成 17 年 4 月 1 日規則第 252 号 第 3 条 財政報告書を閲覧しようとする者（以下「閲覧人」という。）は、財政報告書閲覧簿（別記様式）に所定の事項を記入し、係員の承認を得なければならない。			
設定年月日	平成 17 年 4 月 1 日	最終更新日	平成 25 年 8 月 1 日

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：総務部管財課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-3	石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例	第 4 条	使用料の減免
審査基準の内容 石巻市行政財産目的外使用許可等処理基準 平成 1 7 年石巻市訓令第 6 4 号 第 5 使用料の減免基準 1 使用する団体が国、県又はその他の地方公共団体で、当該使用がなされることにより市民の福祉の向上が図られる場合は、使用料を減免することができる。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その使用料を減免することができる。 (1) 市が他の団体と共同で設置する法第 2 8 4 条に定める一部事務組合の規約によって、使用料の減免が本市の分賦負担としてあらかじめ割り当てられている場合 (2) 市が他の団体と共同で設置する法第 2 9 8 条に定める地方開発事業団が使用する場合で、当該地方開発事業団の規約によって、使用料の減免が市の分賦負担としてあらかじめ割り当てられている場合 3 主として市又は市民に係る公益事業の実施を目的とし、公共団体又は公共的団体が使用する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体が収益事業を実施していない団体については、当該使用に係る使用料を徴収しないものとする。当該団体が、収益事業を実施しているか否かの判定は、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 6 6 号）第 2 4 条及び第 7 2 条に規定する住民税の減免対象団体か否かにより行うものとし、減免対象団体であるときは、収益事業を実施していない団体として取り扱うものとする。 (1) 団体が市の委託事業を行っているとき。 (2) 団体が市から出資金又は出捐金を受けて設立されているとき。 (3) 団体の運営が、主として市からの補助金により行われているとき。 (4) 市の施策を推進するために必要不可欠で、市の業務の補完的な業務を行っているとき。 4 前項の規定にかかわらず、当該団体が収益事業を実施する場合であっても、主として公益を目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するときには、使用料を減免することができる。この場合における減免の割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。ただし、当該団体の収益事業の状況等を鑑み、減免する必要がないと認められる場合は、			

この限りでない。

(1) 社会福祉法人等、主として社会福祉の業を行うことを目的として設立された団体が、設立目的に従った本来の事業の用に供している場合 100パーセント

(2) 市の出資金の割合が100パーセントである団体が、設立目的に従った本来の事業の用に供している場合 100パーセント

(3) 市の出資金の割合が50パーセント以上100パーセント未満である団体が、設立目的に従った本来の事業の用に供している場合 50パーセント

5 前各項の規定に該当する団体以外の団体又は個人が使用する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときには、当該使用が収益事業を目的とする場合を除き、当該使用に係る使用料を減免することができる。

(1) 日常生活を営むために必要不可欠であるため、必要な範囲内での使用を特例的に認めている場合。 例 公有地に埋設された上下水道、生活道路の使用等

(2) 公の学術調査又は研究の用に供する場合

(3) 地震、火災、水害等の災害により行政財産の使用の許可を受けた者が、当該財産を使用の目的に供し難いと認められるとき。

6 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該使用に係る使用料を減免することができる。この場合における減免の割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合とする。

(1) 市の施設の機能上必要と認められる当該施設の利用者のための売店、飲食店等の営業を行っている団体が、営業場所、営業時間、利用者数及び販売価格等の制約により採算がとれず、かつ、営業努力によっても採算性の確保に限界があると認められる次の各号に掲げる場合 当該各号に掲げる割合

ア 施設の性格等により、一般市民の利用がほとんど見込めない場合 100パーセント

例 学校に設置された売店、食堂等

イ 上記以外の場合 50パーセント

例 公の施設に設置された売店、レストラン等

(2) 市職員の相互救済等、福利厚生を目的とした事業を行っている場合 100パーセント

(3) 財産形態が公衆道路と見なされる場合で、その使用が石巻市道路占用料条例（平成17年石巻市条例第264号）第2条第2項各号のいずれかに該当する場合（道路附帯施設等） 100パーセント

(4) 水道事業管理者が、消防法（昭和23年法律第186号）第20条に規定する消防に必要な水利施設を設置する場合（消火栓等） 100パーセント

(5) 災害その他緊急の事態により、又はこれに備えるため、応急施設、防災施設、救援施設等を設置する場合（災害緊急用貯水槽等） 100パーセント

7 広告事業実施要綱に基づき広告媒体として使用させる場合は、当該使用に係る使用料を免除することができる。

8 特例措置

各部においてその所管事務事業に関し、第3項から第6項までに規定された取扱いと異なる取扱いをする場合には、その事由を付した処理案により市長の承認を得て処理するものとする。

設定年月日	平成17年4月1日	最終更新日	令和5年4月1日
-------	-----------	-------	----------

様式第3号（第9条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：総務部管財課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-4	石巻市公有財産規則	第31条	行政財産目的外使用の許可
審査基準の内容 石巻市行政財産目的外使用許可等処理基準 平成17年石巻市訓令第64号 第1 審査基準 1 使用許可の範囲は必要最小限にとどめ、原則として現状のまま使用させ、必要に応じて許可を取り消す場合は容易に原状に回復ができることにする。 2 食堂、売店その他職員のための施設として使用を許可する場合においては、互助会組織に運営させることを原則とする。 3 土地の一部を堅固な建物の敷地として使用を認めることは、原状回復が事実上困難となるので、許可を認めるべきでないこと。 4 石巻市公有財産規則（平成17年石巻市規則第58号）第31条第1項第3号に定めるその他市長が特に必要と認めるときとは、次の各号に該当する場合である。 （1） 職員、学生、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店、理髪所等の福利厚生施設を設置する場合 （2） 公の学術調査、研究、公の施設等の普及宣伝その他公の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させる場合 （3） 当該行政財産を運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供することがやむを得ないと認められる場合 （4） 災害その他の緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として極めて短期間使用させる場合 （5） 市の指導及び監督を受け、市の事務事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐し、又は代行する事務事業の用に供するため使用させる場合 （6） 港湾等公共の用に供される施設の機能を発揮し、又は増進するため、民有施設の設置がやむを得ないと認められる場合 （7） 当該行政財産と同種の施設が欠如し、又は稀少性を有する施設等であるため、使用を認めないと公益上著しく妥当を欠くと認められる場合 （8） 市と取引関係にある相手方に使用させることが必要かつ相互に便利である場合 （9） 石巻市広告事業実施要綱（平成19年石巻市告示第199号。以下「広告事業実施要領」という。）に基づき広告媒体として使用させる場合			
設定年月日	平成17年4月1日	最終更新日	令和5年4月1日